



# 下水道負担金を徴収猶予 敗訴後は

吉川 三津子議員

粛々と徴収手続きを実施する

上下水道部長

**下水道負担金問題、市の違法性認める**

**判決** 裁判所が認めた市の違法行為

①平成25年脅迫的な態度に屈し、**条例違反を認識しつつ、「除外決定」をした**

②令和2年、議会で問題になるや「除外決定」を解除して、「徴収猶予決定」の**条例違反を繰り返した**

③手続きも杜撰だ！市は、12月7日で、**770万円の請求権を失いますよ！**

【判決文】約10年間にわたり1業者に対し特別な利益を図るといふ恣意的な運用をしていた。妥当性を欠く行為だ。

裁判官

▲裁判所が認めた市の違法行為

**問** 遺族が市を提訴する決断の引き金は、市の代理人弁護士が送った抗議文だ。抗議文には市役所に来たら即刻退去、退去に応じないと警察を呼ぶといった文章が書かれている。

弁護士は、市の了解な

ワクチン遺族への抗議文、責任は

**答** よい方向でなんとかできればと思っている。

**問** 公共下水道区域には、宅地面積に応じて負担金がかかるが、市は、平成25年から1事業者に770万円の負担金を免除してきた。

しかし、住民訴訟の控訴審では「違法な決定を駆使し、10年間特別な利益を1事業者にもたらし続けた。社会通念上、著しく妥当性を欠き、市の裁量権逸脱だ」と、厳しい判決が下りた(左図)。

敗訴後の解決は。

**答** 粛々と徴収手続きを実施する。

**問** 10年間の滞納となれば、約6百万円の延滞金となる。市長は、どのように責任を取るのか。

**答** このようなことがないようしっかりと努めていかなければならない。

**問** 住民訴訟は、事前に監査請求で委員が却下・棄却の要件としている。今回監査委員は、4回

却下棄却したが、訴訟がなかったら、市の手続きで過失で損失がでるところだった(12月に770万円の請求権喪失)。市の主張のみを信じ、調査が不十分だったのではないか。

市民が多額の裁判費用を使って解決しなければならぬことは、問題だ。監査委員の考えは。

**答** 裁判で明らかになったことは注視している。法令・規則等を遵守し、充実した監査運営をしていく。

**答** して抗議文を送ったのか。弁護士同士のやりとりで発出したものだ。

**問** 代理が出した文書は、市が出した文書だ。脅迫するような文書を市民に出すのは問題ないと考えなのか。

**答** 代理人が作成した文書であり、答弁は控える。

**問** こうした対応が、遺族との間に溝をつくる。

訴訟となれば、関係者みんなが傷つく。和解も見据え、みんなの将来の幸せを第一に考えるべき。市長の考えは。